

居宅介護支援センターみろくの郷運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人吉幸会が設置する居宅介護支援センターみろくの郷（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、事業の運営について人員および管理運営等の重要事項を定め、事業所の介護支援専門員等の従事者が、要介護状態または要支援状態となった高齢者（以下「要介護者等」という。）または家族に対し可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 運営の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- (2) 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。
- (3) 事業の実施に当たっては、市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 この事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 居宅介護支援センター みろくの郷
- (2) 所在地 青森県三戸郡田子町大字田子字七日市上ノ平 60 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 介護支援専門員 1 名

管理者は、事業所の従事者の管理及び指定居宅介護支援の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行なうとともに自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。

(2) 介護支援専門員の員数 3名以上とする。

(うち2名は主任介護支援専門員を配置し、うち1名は管理者を兼務)

ただし、要介護者等の数が44又はその端数が増すごとに1名増員するものとする。

(3) 介護支援専門員の職務

介護支援専門員は、管理者の指揮指令のもとに、厚生省令第38号「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」第13条に規定する項目の業務に従事する他、管理者の指揮命令による業務を行なうものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、祝祭日及び12月29日～1月3日を除く。

(2) 営業時間 午前9時00分から午後6時00分までとする。

(3) 電話等により24時間常時受付等が可能な状態とする。

(居宅介護支援の提供方法及び内容)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

1 提供方法

(1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内の相談室

(2) 使用する課題分析票の種類 全国社会福祉協議会方式

(3) サービス担当者会議の場所 第3条に規定する事業所内の相談室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1月に1回以上とする

(5) モニタリングの結果記録 1ヶ月に1回とする

2 内容

(1) 要介護者等及び家族に対する面接調査

(2) 要介護者等及び家族に対する介護サービスの代理申請等の援助

(3) 要介護者等及び家族に対する居宅サービス計画作成及び評価等

(4) 指定居宅サービス事業者等との連絡調整

(5) 利用者が居宅において生活困難になった場合及び介護保険施設への入所を希望する場合の、介護保険施設への紹介その他の情報提供

(6) 要援護者及び家族並びに地域住民に対する介護保険制度の啓発活動

(7) 包括支援センターから紹介のあった困難事例の受入れ

(8) 包括支援センター等が実施する事例検討会等への参加

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担は無しとする。

(※厚生労働大臣が定める基準(介護報酬告示)は、事業所の見やすい場所に掲示すること。)

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、田子町の区域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

(2) 虐待防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(ハラスメントの防止に関する事項)

第10条 事業所は、職員におけるハラスメントを防止するため、就業規則による「ハラスメントの防止に関する規定」により別に定める。なお、この規定にいう職員とは正職員だけでなく、準職員及び派遣労働者もふくまれるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第11条 居宅介護支援等の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後6ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回以上

2 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

3 従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、従業員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保

持すべき旨を雇用契約の内容とするものである。

- 4 事業者は、指定居宅介護支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定居宅介護支援を提供した日をいう）から最低5年間は保存するものとする。
- 5 この規程に定めるもののほか、この事業所の運営に関する事項は、社会福祉法人吉幸会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（事業継続計画）

第12条 業務継続計画（BCP）の策定等に当たって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者か継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

（衛生管理）

第13条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

附則

この規程は、平成17年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成28年 9月15日から施行する。

この規程は、平成30年11月 1日から施行する。

この規程は、令和 4年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。